明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

算式Ⅲの符号

A　測定単位の数値

B　昭和 44 年度以降に建設された地下高速鉄道の建設に係る過年度分の事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

C　昭和 44 年度以降に建設された地下高速鉄道の建設に係る当該年度分の事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

D_n　地下高速鉄道の建設に係る事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）の一部を補助する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額

$E_{13} = 0.0318$

$E_{14} = 0.0212$

$E_{15} = \underline{0.0211}$

$E_{16} = 0.0243$

$E_{17} = 0.0249$

$E_{18} = 0.0237$

$E_{19} = 0.0237$

$E_{20} = \underline{0.02387}$

$E_{21} = \underline{0.02299}$

$E_{22} = \underline{0.02255}$

$E_{23} = \underline{0.02217}$

$E_{24} = \underline{0.02225}$

$E_{25} = \underline{0.02249}$

$E_{26} = 0.0220$

$E_{27} = \underline{0.0202}$

$E_{28} = 0.0207$

$E_{29} = 0.0209$

$E_{30} = \underline{0.02057}$

算式Ⅲの符号

A　測定単位の数値

B　昭和 44 年度以降に建設された地下高速鉄道の建設に係る過年度分の事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

C　昭和 44 年度以降に建設された地下高速鉄道の建設に係る当該年度分の事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

D_n　地下高速鉄道の建設に係る事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）の一部を補助する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額

$E_{13} = 0.0318$

$E_{14} = 0.0212$

$E_{15} = \underline{0.0243}$

$E_{16} = 0.0243$

$E_{17} = 0.0249$

$E_{18} = 0.0237$

$E_{19} = 0.0237$

$E_{20} = \underline{0.02389}$

$E_{21} = \underline{0.02300}$

$E_{22} = \underline{0.02256}$

$E_{23} = \underline{0.02219}$

$E_{24} = \underline{0.02230}$

$E_{25} = \underline{0.0224}$

$E_{26} = 0.0220$

$E_{27} = \underline{0.0203}$

$E_{28} = 0.0207$

$E_{29} = 0.0209$

$E_{30} = \underline{0.01035}$